

# さが出会いサポートセンター会員規約

## (趣旨)

第1条 この規約は、さが出会いサポートセンター(以下「センター」という。)の会員となるために必要な事項及び会員登録後の運用等について必要な事項を定めるものです。

## (目的)

第2条 センターは、結婚を希望する独身男女に対する1対1の出会いを支援するための情報提供及びそれに附帯するサービスや必要な助言等を行うことを目的とします。

## (会員資格)

第3条 センターの会員は、次の各号に掲げる条件を満たす方とします。

- (1) 20歳以上で結婚を希望していること。
- (2) センターへの来所が可能なこと。
- (3) 婚姻(内縁関係を含む)をしていないこと。
- (4) 宗教活動や営業活動等、結婚活動以外を目的とした会員登録でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと。
- (6) 会員登録に必要な書類等を提出すること。
- (7) 会員登録料を納入すること。
- (8) 当規約及びセンターが別に定める利用規定を遵守すること。

## (提供するサービス)

第4条 センターは、会員に対し次のサービスを提供します。

- (1) 結婚に関する相談対応や結婚活動に関する助言等
- (2) 会員同士の1対1の出会い支援サービス
- (3) 婚活イベント開催情報等のメール配信

## (会員登録)

第5条 会員登録を希望する方は、入会申込書兼誓約書に次の各号に掲げる書類等を添付し、提出するものとします。

- (1) 本人及び住所を確認できる書類等
- (2) 独身証明書
- (3) 会員登録料
- (4) 写真

2 センターは、会員登録を希望する方の本人、住所及び婚姻関係の有無を確認するために、運転免許証や健康保険証等の公的書類の提示を求めることができるものとします。

- 3 センターは、第1項の入会申込書兼誓約書が提出されたときは、第3条に定める条件が満たされていること等を確認し、会員登録を行うものとします。
- 4 センターは会員に対し、必要に応じて入会申込書兼誓約書に記載された内容が事実であることを証明できる書類等の提出を求めることができるものとします。

#### (会費)

- 第6条 センターは、会員登録料として年5,000円を会員から徴収するものとします。但し、会員登録の有効期間は登録日より1年間とします。
- 2 会員登録を希望する方は、会員登録料を会員登録日に一括してセンターに納入するものとします。
  - 3 一旦納入された会員登録料については、いかなる理由であっても返還しないものとします。

#### (会員登録の有効期間)

- 第7条 第5条に定める会員登録の有効期間は、登録の日から1年間とします。
- 2 会員登録の有効期間終了後、引き続き登録を希望する場合は、会員登録の更新手続きを行うものとします。

#### (会員の義務)

- 第8条 会員は次に掲げる各号を遵守し、センターの運営に支障を来さないよう努めるものとします。
- (1) 入会申込書兼誓約書を正確に記入し、添付する書類等に偽りが無いこと。
  - (2) 入会申込書兼誓約書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること
  - (3) お引合せ相手の個人情報等、センターを通じて入手した情報については、会員登録の有効期間中及び退会後も第三者に漏らさないこと。
  - (4) お引合せ相手の人格を尊重し、結婚活動以外の目的のためにセンターを利用しないこと。
  - (5) お引合せ相手との交際を開始したとき、結婚が決まったとき及び交際を解消したときは、直ちにこれをセンターに連絡すること。
  - (6) センターから照会事項があった場合は、速やかに回答すること。

#### (免責事項)

- 第9条 センターは誠意を持ってサービスの提供に努めますが、会員同士のお引合せや結婚を保証するものではありません。
- 2 センターのサービス提供により交際を開始したときは、会員自らの責任により誠実に交際するものとし、交際中に生じたトラブル等については、センターは一切責任を負わないものとします。

(個人情報の利用)

第10条 入会申込書兼誓約書に記載された非開示項目以外の項目については、お相手検索の目的のため、検索用端末で開示するものとします。

(個人情報の保護)

第11条 センターは、代表者を個人情報管理責任者とし個人情報保護に関する法令及び方針に従い個人情報の安全管理に努めます。

(会員登録の取消)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消すものとします。

- (1)退会を申し出たとき。
- (2)会員登録の有効期間が終了したとき。

(会員登録の抹消)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターはその会員登録を抹消することができるものとします。

- (1)当規約やセンターが別に定める利用規定に違反したとき。
- (2)法令又は公序良俗に反する行為をしたとき。
- (3)センターや他の会員の名誉や信用を傷つけたとき。

(損言賠償)

第14条 会員が当規約の定めに違反しセンターに損害を与えた場合、センターはその会員に対し、センターが被ったすべての損害について賠償を請求できるものとします。

附則

- 1 当規約は、平成26年8月10日から施行するものとします。

附則

- 1 当規約は、平成30年4月1日から施行するものとします。

附則

- 1 当規約は、平成31年4月1日から施行するものとします。